

基本協定書（案）に対する質問の回答

| NO | 頁 | 条  | 項 | 号 | 項目       | 質問等   | 回答   |
|----|---|----|---|---|----------|---|--|
| 1  | 1 | 3  | 3 | 4 | 会計監査人の設置 | SPCは会計監査人設置会社でなくとも、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類を提出することで、第三者による監査は十分効果があるため、機関上の会計監査人の設置は不要としてよいのではないのでしょうか。(素案段階では運営委託契約書50条に同様監査法人等の監査済書類の提出で認められる記載がありました。)なお、基本契約書第3項第2項(4)も同様です。                                      | 基本協定書（案）に記載しているとおりとします。  |
| 2  | 5 | 12 |   |   | 株式担保     | <p>第3条4(5)において、甲の同意なしに株式譲渡はできず、かつ担保設定、処分もできないため、本条は不要とならないのでしょうか。</p> <p>例えば、「運営事業者及び構成員の経営状況の悪化等により業務の履行に懸念が持たれる等、必要と判断した場合に、担保設定の要請を行う。」などとならないのでしょうか。</p> <p>なお、株式根質権設定契約のどのような内容でしょうか。どのような場合に権利行使するのでしょうか。</p> | <p>基本協定書（案）に記載しているとおりとします。</p> <p>第3条では組合同意なしに株式譲渡・担保設定・処分はできないこととされており、組合同意なしにこれらを行うことは契約違反となるので、第3条のみで契約上の「押え」の効果はあります。しかし、契約違反を承知で組合同意なしにこれらが行われた場合、まったく関係のない第三者が運営事業者の株式を保有することも可能性ゼロとは言えず、その第三者の意思によっては深刻なトラブルに発展する可能性もあるため、こうした万一の事態を避けるために第12条を設けています。</p> <p>株式根質権設定契約の内容として、例えば、根質権の設定、根質権の効力、担保権の実行等に関する内容が想定されます。</p> <p>また、事業契約の解除事由が発生した場合、時間の経過により当該解除事由が発生する高度の蓋然性があると組合が合理的に判断した場合等に、組合が根質権を行使することが想定されます。</p> |